



広報

第873号

平成24年(2012年) 9月1日

毎月1日・15日発行

人口 32,247人
世帯数 11,887世帯
(8月1日現在)

いながわ

編集・発行
猪名川町秘書広報室

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 0001 (代表) ファックス番号 072 (766) 8902

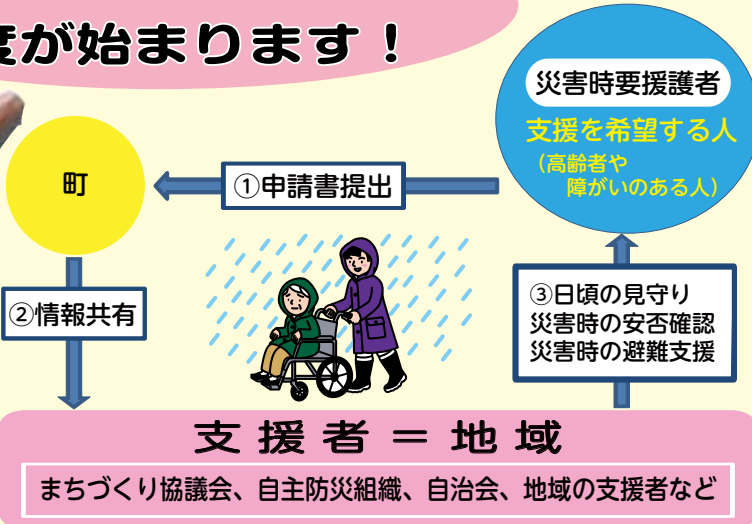
9月1日は「防災の日」！

～地域で助け合い、災害に備えましょう～

9月1日は「防災の日」です。災害時には、水道・電気・ガスなどのライフラインが止まったり、救護活動に時間がかかるなど、様々な支障がでます。各家庭において、防災グッズ・食品・飲料水など、日頃からの適切な備えについて再点検しましょう。

また、災害時は地域での助け合いが重要です。普段から地域内での交流や、緊急時の対応などについて取り組みを進めましょう。

災害時要援護者支援制度が始まります！



◇災害時要援護者支援制度・防災などの問合せ◇
危機管理室 (☎ 766 - 8703)

《登録方法》

町では、9月1日から「災害時要援護者支援制度」を実施します。これは、町が災害時要援護者とその支援者を任意の登録により把握し、地域と連携しながら災害時の支援などをスムーズに行えるよう、取り組みを進めるものです。

《制度内容》
「災害時要援護者」高齢者や障がいのある人など、災害時に手助けが必要となる人を「支援者」(ご近所の人、自主防災組織、自治会などの地域の皆さん)が連携して助け合います。

町が集約した災害時要援護者と支援者のデータを、地域支援組織などと情報共有すること、日頃の見守り活動や要援護者ごとの支援内容(個別支援計画)の把握や検討など、支援活動に活かします(上図参照)。

◆登録方法◆
どなたでも登録できます。

《支援活動》

災害時要援護者は、避難情報の取得や避難行動、避難所での活動が一人では難しいことなど、それぞれの状況により必要としている支援は異なるため、要援護者ごとに地域の中で必要な支援をしていくことになります。

※この制度は、地域の助け合いの精神に基づくもので、支援者が被災したり不在の場合など、登録者を必ず支援できるとは限りません。

要援護者は支援されることなく、保証されるものではなく、支援者は支援について、その責任や義務を負うものではありません。

ひょうご防災リーダー講座

地域、職場の防災の担い手などを対象に、自主防災組織リーダー、防災ボランティアなどを育成するための体系的・実践的な研修です。

- ▶とき 平成24年9月～同25年3月(全12日間・原則土曜日)、いずれも午前10時30分～午後4時20分(予定)
- ▶ところ 兵庫県広域防災センターほか
- ▶定員 120人
- ▶受講料 無料(別途テキスト代など必要)
- ▶申込・問合せ 所定の参加申込書により、9月19日までに郵送・FAX・Eメールで同センター(〒673-0516 三木市志染町御坂1-19、☎ 0794-87-2920、FAX 0794-87-2925、Eメール koikibosai@pref.hyogo.lg.jp)
- ※受講について一部町の補助があり、現在受講中の人でも補助を利用できる場合があります。

(例) 食事前にはウェットティッシュなどで手をふく。おにぎりはラップでにぎる。生水は飲まない。

◆◆◆◆◆備蓄食品を使った おすすめ朝ごはん！◆◆◆◆◆

◆五目ごはん 米は浸水し、皮むき器で小さく削った人参、ごぼうと、やきとり缶、えんどう豆缶を加え、普通に炊く。

◆切り干し大根の和え物 切り干し大根、乾燥わかめ(または、ひじき)などを水で戻し、しょうゆ(ポン酢)やお好みのドレッシングで和える。

◆あさり缶入り味噌汁 だし汁にあさり缶を加え火にかけて、沸騰したら味噌を溶かし入れる。

※食品を備蓄する場合は、長期保存できる食料を定期的にチェックし、賞味期限が切れる前に普段の食事で消費し、買い置きしましょう。

◇問合せ◇ 保健センター (☎ 766 - 1000)



「安心キットいなぼう」

無料配付します！



▲それぞれのお宅にお届けします
(イメージ写真)

町では、65歳以上の1人暮らしの人と、75歳以上のみで構成される世帯を対象に、「安心キットいなぼう」を配付します。

これは、自宅で体調が悪くなり救急車を呼んだ時や災害時など、緊急時の適切な救護につなげるものです。

ボトル型の専用容器内には、住所、氏名、生年月日、緊急時の連絡先、処方されている薬、かかりつけ医などを記入した連絡票や健康保険証の写しなどを入れ、冷蔵庫に保管します。冷蔵庫にはマグネットを貼り、緊急時に誰が見てもわかるようにしておきます。

配付対象者の情報については、町個人情報保護審議会による審議を経て、地域福祉活動の一環として、各地域の民生委員児童委員へ提供することが決定されました。これを受けて、9月上旬より、同委員によって、対象の人に順次配付されます。

なお、上記の対象以外の人で、障害者手帳、介護保険要支援・要介護認定者、昼間独居高齢者など、特別な理由がある人にも、無料配付しますので問い合わせください。

◇問合せ◇ 福祉課 (☎ 766 - 8701)



▲安心キットいなぼう

日頃から食品の備蓄を！

◆3日分程度の食品・飲料水の備え・長期保存が可能な食品の備え

(例) 缶詰、レトルト食品、乾物、野菜や果物のジュース、ビタミンやミネラルが強化された食品(ふりかけ、飲料、菓子など)、サプリメント、栄養ドリンク、好きな食品・食べ慣れた食品など

◆家族に乳幼児、高齢者、食物アレルギーや慢性疾患などのある(食事療法をしている)人がある場合の食品

(例) 粉ミルク、食物アレルギー対応食品

◆ライフラインが止まることを想定し、熱源(カセットコンロ・ガスボンベ、固形燃料など)・調理器具・食器などの備え(衛生面にも注意)

(例) 食事前にはウェットティッシュなどで手をふく。おにぎりはラップでにぎる。生水は飲まない。